｛3,352 千円×（A × B）＋1,080 千円×（C × D）｝× 0.0369

（A × B）又は（C × D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　A に 0.022 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によって算定した額

算式

｛（A ＋ B）× α ＋ C × β ― （A ＋ B ＋ C）× γ ＋ D ＋ E ＋ F｝× 0.75

算式の符号

［略］

α　0.78

β　0.89

γ　0.07

二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によって算定した額

算式

（G ＋ H ＋ I ＋ J ＋ K ＋ L ― M）× 0.75 ― N

算式の符号

［略］

M　前年度における法人事業税交付金の額

N　前年度における前号の額

［三］　略

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［略］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

（A × 0.00645489）× 0.75 ― （A × 0.00320188）× 0.75 ＋（A × 0.00774587）× 0.75 ― （A × 0.00386413）× 0.75

算式の符号

A　当該年度の各都道府県ごとの消費に相当する額として総務大臣が定める額

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

（A × 0.00193648）× 0.75 ― （A × 0.00096312）× 0.75 ＋（A × 0.00232377）× 0.75 ― （A × 0.00116342）× 0.75

｛4,296 千円×（A × B）＋1,430 千円×（C × D）｝× 0.03705

（A × B）又は（C × D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　A に 0.020 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によって算定した額

算式

｛（A ＋ B）× α ＋ C × β ― （A ＋ B ＋ C）× γ ＋ D ＋ E ＋ F｝× 0.75

算式の符号

［同左］

α　1.01

β　1.02

γ　0.05

二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によって算定した額

算式

（G ＋ H ＋ I ＋ J ＋ K ＋ L）× 0.75 ― M

算式の符号

［同左］

M　前年度における前号の額

［三］　同上

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［同上］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

（A × 0.00652759）× 0.75 ― （A × 0.00350015）× 0.75 ＋（A × 0.00718035）× 0.75 ― （A × 0.00343266）× 0.75

算式の符号

A　地方税法第 72 条の 114 第 4 項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

（A × 0.00243702）× 0.75 ― （A × 0.00128311）× 0.75 ＋（A × 0.00268073）× 0.75 ― （A × 0.00123863）× 0.75